



2024年10月9日

各位

会社名 太洋物産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松島 伸介  
(コード番号：9941 東証スタンダード)  
問合せ先 総務部 井坂 勇登  
電話：03-5946-8000

### 訴訟の提起に関するお知らせ

本日、当社は、当社前代表取締役である柏原滋氏が代表取締役を務める太洋不動産株式会社（以下「太洋不動産」といいます）より、訴訟（以下「本訴訟」といいます。）が提起されたことを把握いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 訴訟が提起された日

- (1) 訴訟を提起された裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提起された日 2024年9月27日
- (3) 当社への訴状送達日 2024年10月9日

#### 2. 訴訟の原因及び訴訟が提起されるに至った経緯

当社の前代表取締役である柏原滋氏は、2022年3月1日開催の当社取締役会において、現代表取締役の選任に伴い代表取締役を退任し、また、2022年3月末日をもって自ら任期の途中に取締役を退任しております。

その後、当社にて過去に柏原滋氏が行った意思決定等に関する調査を実施した結果、主に以下の事実を確認いたしました。

- (1) 柏原滋氏が代表取締役を務める太洋不動産に対して当社が保有する金銭債権が、実態が無いと考えられる不動産管理契約の支払債務と毎月相殺されていた。
- (2) 当社と太洋不動産との間において、不明瞭な取引が複数確認された。
- (3) 2021年12月から2022年1月において、柏原滋氏から外部に対して当社内部情報の流出があった。また、当該情報受領者による当社株式の売買取引が行われていた。
- (4) 2019年9月30日に当社から太洋不動産に譲渡された固定資産（通称：「横浜ラボ」）について、その使用実態に問題があった。

上記について、当社としましては既に内部調査を終えており、太洋不動産に対して貸金返還請求を2023年5月22日に、また、柏原滋氏に対して損害賠償請求を2023年5月9日にそれぞれ東京地方裁判所に訴訟を提起し、現在係争中です。

なお、今般当社が本訴訟を提起された内容につきましては、2019年9月30日に当社から太洋不動産に譲渡を行った「横浜ラボ」について、本譲渡に係る契約が通謀虚偽表示による契約であることによる無効であることを前提として、当該譲渡代金、及び当社が本譲渡後に、横浜ラボの運営に関し、当社が立替え、その後上記2(1)に基づき相殺された金額の返還を太洋不動産が求めるものです。

また、この訴訟の提起に対して、当社は、横浜ラボの譲渡契約は、通謀虚偽表示に基づく

ものではなく、以下の理由にて法的に有効であると考えております。

- ① 当該譲渡契約は、柏原滋氏の求めに応じて実施されているものの、柏原滋氏以外の当時の取締役には、通謀虚偽表示の認識が全くないこと。  
また、当該譲渡契約を締結するに至った取締役会決議は、利害関係人であることから柏原滋氏は決議に参加しておらず、柏原滋氏の意向は反映されていないこと。
- ② 本訴訟の訴状には「本件譲渡契約の目的は、当社の債務超過回避であること」として記載されておりますが、当社の2019年9月期末における純資産額は237百万円の資産超過であることから、債務超過回避の検討の必要性は生じていなかったこと。また、横浜ラボの譲渡代金は13,358,626円であったことから、金額的に債務超過との関連性は薄いこと。  
なお、当社は2020年9月期において158百万円の債務超過に陥っておりますが、これは主に新型コロナウイルスによる売上高の減少に起因するものであること、また、2020年9月期第3四半期までは資産超過であったことから、いずれにせよ2019年9月30日に締結した横浜ラボの譲渡契約との関連性は無いこと。
- ③ 横浜ラボについては、食品や車両部品などの試作検討を行う工場との名目ではあったものの、実態としては柏原滋氏等が当社の事業と関係なく使用しており、当社の業績に寄与することはほぼなかったこと。また、横浜ラボへの立ち入りは柏原滋氏及び数人の関連者のみと極めて限定的であったこと。  
なお、当時の社外取締役及び監査役、並びに取引先金融機関等からも横浜ラボを処分することについての検討の打診がなされており、そのことから当社取締役会として横浜ラボを処分する必要性を認識しており、通謀虚偽表示とは言い難いこと。

### 3. 訴訟を提起した者の概要

太洋不動産株式会社 代表取締役 柏原 滋

### 4. 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

- (1) 訴訟の内容：損害賠償請求事件
- (2) 訴訟物の価額：19,178,626円

### 5. 今後の見通し

当社としましては、本訴訟の当社の業績に与える影響は軽微であるものと考えておりますが、仮に太洋不動産側の主張が認められた場合には、譲渡代金等の返還を行う可能性がございます。

仮に本訴訟により太洋不動産側の主張が認められ、当社が損害賠償を行う必要が生じた場合、通謀虚偽表示を企図した等の事由で、当時の当社代表取締役社長であった柏原滋氏に対し、善管注意義務違反等の理由で法的措置を講じることも検討してまいります。

また、今後、本件訴訟による当社の業績への影響等、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上